

令和4年第1回豊頃町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月21日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第53号	町道の変更（委員会審査報告）
日程第 4	議案第54号	町道の廃止（委員会審査報告）
日程第 5	議案第1号	令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第10号）

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按田 武 君
副 町 長	菅原 裕一 君
教 育 長	中川 直幸 君
総 務 課 長	熊谷 雅美 君
企 画 課 長	鎚木 政洋 君
住 民 課 長	渡辺 良英 君
福 祉 課 長	下重 博光 君
子育て支援所長	丹羽 静恵 君
産 業 課 長	岩城 光洋 君
商工観光課長	齋藤 学 君
施 設 課 長	越谷 光裕 君
会 計 管 理 者	須藤 裕子 君
農業委員会事務局長	神 義 宏 君
教育委員会教育課長	森 直 史 君

消 防 署 長 波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 山 田 良 則 君

庶 務 係 主 事 手 塚 健 人 君

午後 2 時 0 0 分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和 4 年第 1 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定によって、3 番坂口尚示議員及び 4 番岩井明議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

◎ 議案第 5 3 号

- 藤田議長 日程第 3 議案第 5 3 号町道の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

- 坂口産業厚生常任委員長 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号及び件名。

議案第 5 3 号町道の変更について。

2、付託年月日。

令和 3 年 1 2 月 9 日。

3、審査の経過。

次の路線について、令和3年12月16日に現地調査のうえ審査を行った。
変更する路線、牛首別南33線。

4、審査の結果。

原案のとおり可決すべきものと決定。
以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありますか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第53号を採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決とするものです。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

●藤田議長 日程第4 議案第54号町道の廃止についてを議題とします。
本案について、委員長の報告を求めます。
坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会審査報告書。
本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。
記。

1、事件の番号及び件名。

議案第54号町道の廃止について。

2、付託年月日。

令和3年12月9日。

3、審査の経過。

次の路線について、令和3年12月16日に現地調査のうえ審査を行った。

廃止する路線、農野牛礼作別線。

4、審査の結果。

原案のとおり可決すべきものと決定。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第1号

●藤田議長 日程第5 議案第1号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第1号令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第10号)について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,822万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,695万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

12ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 4,940 万円を追加するなど計 5,306 万円を追加。

5 款農林水産業費、4 項水産業費において、1 目水産業総務費から秋サケ資源増大緊急支援事業 746 万円を減額。赤潮対策事業交付金 840 万円、北海道赤潮対策緊急支援事業負担金 300 万円を追加するなど計 261 万 5,000 円を追加。

14 ページ、6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金 54 万 7,000 円を追加。

10 款災害復旧費、3 項林業用施設災害復旧費において、1 目現年災害復旧費に（繰越明許費）奥地林道農野牛線災害復旧工事 3,200 万円を追加。

次に、歳入につきましては 10 ページを御覧ください。

10 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 362 万 2,000 円を追加。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 5,300 万円を追加。

15 款道支出金、2 項道補助金に（繰越明許費）奥地林道農野牛線災害復旧事業 2,880 万円を追加。

21 款町債、1 項町債に（繰越明許費）奥地林道農野牛線災害復旧事業 280 万円を追加。

次に、第 2 条の繰越明許費につきましては 4 ページ、第 2 表、繰越明許費を御覧ください。

10 款災害復旧費の奥地林道農野牛線災害復旧工事 3,200 万円を、翌年度に繰り越して使用することができる経費として定めるものであります。

次に、第 3 条地方債の補正につきましては 5 ページ、第 3 表、地方債補正を御覧ください。

規定の限度額に、災害復旧事業 280 万円を追加し、地方債限度額の総額を 5 億 5,227 万 5,000 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10 ページをお開きください。

10 款地方交付税。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 14 款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 15款道支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 21款町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費。

1番、石田議員。

●1番石田議員 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業でありますけれども、この予算が可決されたあと、速やかに給付が行われなければならないと思いますが、この給付の日程についてお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 私の方から答弁させていただきます。

給付のスケジュールでございますが、議決をいただいた後に速やかに対象世帯のほうに関係書類をお送りいたしまして、その後郵送により提出をいただき、2月中旬までには第1回目の振り込みを行いたいと考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 確認のために質問しますが、この予算についての本町における世帯はどのくらいの数なのか。それから金額ももう一度確認したいのですが、1世帯当たりというか、その内容について説明いただけますか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 給付金の支給額につきましては、1世帯あたり10万円ということで、扶助費の方の4,940万円ということで、総体で494世帯でございます。

内訳につきましては、住民税非課税世帯464世帯、その他に令和3年1月以降に収入が急激に減少して、住民税非課税相当になられたという方の推計をいたしまして、30世帯分の予算を計上させていただいております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 事務業務としてはそういう齟齬がないと思いますが、今課長の説明のとおり、対象者の日程というのですか、区切りですね、それを慎重にしないと混乱が起きるだろうと、あるいは不満が状況として生まれる可能性があるようなことなの

いように、細心の注意をお願いできればなというふうに思いますし、その分明確に、文書の中に指摘をきちっとして徹底してもらえればなと思いますが、その辺についての作業の手順も含めてもう一度お願いします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁させていただきます。

作業につきましては、今福祉課の職員で行ってございまして、対象世帯の方については、確認書類と併せて、分かりやすいチラシ等を同封して、簡単に申請等いただけるように、配慮してまいりたいと思います。

また、郵送により原則提出していただくこととなりますが、提出が難しい方につきましては、こちらの方で訪問するなり、あるいは臨時の窓口を設けるなりして、きめ細かな対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 細かいことをお聞きしますが、このために事務補助員をお願いするじゃないですか。そしてこの予算としては162万円。先ほどいつまでそれは予定としてあるんだと、2月の中旬までこの作業をきちっとしますよという答弁でした。この辺についての補助員の補充とか、充足というのは十分にできるのか、そしてその中で一般職も手当を上げているわけです。その辺の集中的な作業という意味から、その辺の問題点がなければ安堵しますが、感想でも結構ですが、計画をお示しいただけますか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁をさせていただきます。

事務補助員につきましては、これから先の事務の進み具合にもよりますが、臨時窓口を開設した際の受付業務のお手伝いですとか、あとこの事業自体の申請受付期間が令和4年9月30日までの期間があります。できるだけ町民の皆さんに給付したいというふうに考えてございますが、令和3年1月以降の収入が減った急変世帯の方については、申請時期が遅くなる可能性もありますので、申請期間が長くなる可能性がありますので、事務補助員の方にお手伝いいただくということとともに、早急に案内を行いたいということで、福祉課職員総出で発送準備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、一般職の諸手当ということで計上させていただきました。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

5款農林水産業費。4項水産業費。

6番、大崎議員。

● 6 番大崎議員 5 款の農林水産業費の水産業費のなかで、恐れ入りますが現状の赤潮対策の予算に対しての補正なんです、現状その赤潮の状況を捉えていらっしゃれば、説明いただけますか。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 年前からですが、秋サケ・シシヤモ漁が終わったぐらいから、少しずつ海の状況は落ち着いております。直接漁に出られた漁家の方に確認しているところではありますが、海の色については、今のところ変化がないといえますか、異常がないということで、赤潮が治まっているものと推測される場所でもあります。

以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

7 番、大谷議員。

● 7 番大谷議員 ここで水産資源増大事業費で、秋サケ資源増大緊急支援事業費で 7 4 6 万円減額しておりますが、この減額の理由というのはどんな理由なのでしょう。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 私の方から答弁いたします。

昨年に引き続き、最大の予算を要求させていただいて、2%の増協の補助金の増額分に対応するために、本町と浦幌町で1%ずつみる事業費でございます。

これについては、赤潮等により漁獲高が減りまして終了してございます。実績に基づく1%分の補助金が確定しましたので、不用額の分を減額させていただいたものであります。

以上です。

● 藤田議長 大谷議員。

● 7 番大谷議員 当初の目的に合った事業になっているわけですか。

● 藤田議長 岩城産業課長。

● 岩城産業課長 私から答弁させていただきます。

当初の目的どおりの事業でございます。予算額は1,100万円要求させていただきましたが、決算は354万円ということで支出することになってございます。当初の目的どおりの事業費でございます。

以上です。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 次に進みます。

14 ページをお開きください。

6 款商工費。1 項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10 款災害復旧費、3 項林業用施設災害復旧費。

説明第 1 号。岩城産業課長。

●岩城産業課長 それでは、本議会予算説明書 1 ページを御覧ください。

説明第 1 号、奥地林道農野牛線災害復旧工事の施工について御説明いたします。

令和 3 年度において、奥地林道農野牛線災害復旧工事を施工することとし、第 10 款災害復旧費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事施工位置につきましては、裏面 2 ページ、工事施工位置図を御参照ください。

工事名は、奥地林道農野牛線災害復旧工事で、工事予算額、3,200 万円、工事内容は、延長 70 メートル、幅員 4 メートルの新規工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

当該奥地林道農野牛線につきましては、昨年 11 月 9 日から 10 日にかけての低気圧による大雨により、路体及び横断管が崩壊し、12 月 22 日に災害復旧事業の査定を受験し、工事費等が決定したものでございます。

本工事につきましては、冬期間の工事となり、施工が困難な事から、新年度へ予算を繰り越し実施するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

6 番、大崎議員。

●6 番大崎議員 ただいまの説明で、おおよそ、場所はわかりませんが、予想してお聞きしたいのですが、今説明の中では、11 月の 9 日と 10 日の大雨による横断管の破損ということですね。これについては、どのくらいの太さの横断管が入っていたのかということと、それから今冬期間だからできませんということ、繰越明許費で予算が成立したら、その中で工事を進めたい、いわゆる春先ということでしょう。そういうところまでにこの横断管が損壊している状況の中で、今使われている林道というのは支障がないのかどうかというのはどうでしょうか。説明いただけますか。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 すいません、既存の横断管の径については、今調べて御説明いたします。

この道路の横断管、路体が崩壊して、通行止めになってございます。支障がないのかという部分について答弁いたします。

当該林道の奥については町有林になってございます。伐期が数年後に迫っている町有林でございますが、今回この工事につきましては、3月末に工事を発注し、令和4年度中に工事を終える予定でございます。それらについては現行採ることはできませんが、現行でできる作業等に支障はないものと考えてございます。

既存の横断管の径については、ちょっとお時間をください。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時30分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

岩城産業課長。

●岩城産業課長 既存の横断管の径は、1メートルでございます。それを災害復旧事業におきまして、ボックスカルバート化して、ボックスカルバート化の径につきましては、2メートル50センチの1メートル50センチということになります。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 この多分林道というのは主要な林道ではないかというふうに、実態はわかりませんが、4メートル幅の道路幅という、それだけのやはり伐採あるいは造林にしても、大きな車が入れるような道路だろうというふうに私は感じているんですね。そうすると、この場所以外にそういう沢水の横断管の利活用というかそういう運用をしなきゃいかんところというのではないと考えてよろしいですか。それとも前後にそういうものがあるのかどうなのかというところの実態的なところも説明いただけますか。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 当該林道の農野牛線については、大きく破損した場所については、この1箇所でございます。その他の林道については、11月の臨時会等々で予算を取り、また新年度に回した分もございますので、それらで災害復旧にあたって、林道を使う作業に支障のないようにと考えてございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

1番、石田議員。

●1番石田議員 先ほどの民生費の社会福祉費の臨時交付金なんですが、先ほど対象世帯数が494世帯、この中に令和3年の所得の著しく低かったその世帯数、30世

帯ですか、予算に組みられているという説明がありましたけれども、この世帯においては、令和4年の9月頃までの支給になるだろうという先ほどの説明がありましたけれども、今回の予算の中に、その世帯の分も含まれて計算されていると思うんですが、令和4年の9月になりますと、新年度予算でまた新たに予算措置しなければならないと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 対象世帯につきましては、できるだけ早急に把握して、年度内に支給をしたいというふうに考えてございますが、必要に応じて新年度に繰り越しをして対応してまいりたいと思います。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今繰り越しをして給付事業を行っていくということでもありますけれども、この予算の中では、これは繰越事業ではないですよね。令和3年度は3年度でその世帯も含めて給付をするけれども、調査によって令和3年度に間に合わないと、そういう場合は、令和4年度の予算の中で、新たに予算措置をして給付するという事ではないんですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 支給が間に合わない分につきましては、3月に補正をさせていただいて、繰り越しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 繰り越すということは、3月の補正予算で、繰越明許費で繰り越すという考えでよろしいんですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 議員おっしゃるとおりでございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大崎議員。

●6番大崎議員 予算書13ページのところを参考に開いていただくとわかると思うんですが、先ほど私が質問しました現状の赤潮対策に対するの予算は良とするんですが、赤潮の現状については変化がないということでした。

しかし私は関連して、この大津地区というのは、すでにご存じのように1月の15日にトンガであれだけの爆発があって、大津港にもそれだけの変化があったとは思いますが、隣の町は60センチの津波があったというふうに報道されています。この件について本町では新聞で消防が出動した、あるいは総務が待機したというぐらいしか分かりません。その状態のときはどうだったのかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 今般の津波注意報が出た際に、本町からも大津へ出向きまして、潮位変化等を見守ってございます。潮位についてはおおむね60センチの上下ですので、最大ですと1メートル少しぐらいの波の満ち引きはあったかと思えます。

漁業被害等については報告されてございません。ありませんでした。以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 潮位だけでは困るんですが、その時の新聞紙面しか分からないのでお聞きしたことについての説明答弁が欠けているんですが。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁申し上げます。

当日は0時15分に津波注意報が、実際は津波というものではないんですが注意報が発令されまして、0時20分には町の職員、総務課が担当なので出てきまして、役場でも潮位計が付いていまして、潮位を観測できることになっておりますので警戒にあたりました。

消防職員についても、注意報が出てから大津のほうに行きまして、巡回をして放送で呼びかけたりしております。

新聞報道のほぼそのとおり、ということでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 これで議長、2回目ですか。

あの実はですね、災害が起きたら本部は総務が中心となってそれだけの体制組みをするわけですが、現状は津波が他国で起きたことについて、12時間後にはそういう変化があったということについては、地区の住民に対して今のような災害広報で私は100%いいのかどうかという不安がちょっとあったものですから、そういう感じをしました。だから、このなかったからよかった。60センチだと産業課長から説明ありましたが、隣の広尾町もそういうふうに新聞やテレビに出ていましたから、多分そのぐらいだろうと、それ以上のことはないだろうという予想をしていたんですが、やはりそれだけのものを私はもう少し危機感を感じた対応があったのかなど。特に大津地区のみなさんに対してはというところを、万全を期してやったものについては良いんです。災害がなかったからいいという話ではない、というふうに思ったのが一つ。この件についての意識的な事なんですけど、考えをお示しいただきたい。

それからもう一つは、今回は、津波はなかった、それから停電もなかった、停電の場合には、地域住民にどのような広報手段を講ずるんですか。というところをもう一つ。なぜかというところにはトンケシ山にこれだけの自動発電機を置いてあるはずですが、その管理はどうなっているかというところも併せてお聞きします……

●藤田議長 大崎議員に申し上げます。

この予算にかかわる関係で質問願います。今の質問については、直接予算に関係ないようですので、質問を変えてください。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

大崎議員に申し上げます。津波のことについては、この予算の措置はないので、答弁できるわけではないですけれども、副町長がそれに答えるということで、善処したいと思います。

菅原副町長。

●菅原副町長 町の姿勢についてお答え申し上げます。今回の津波らしきものにつきましても、災害対策というものについては、町としてはベストを尽くしたと思っております。広報の面におきましては、十分に町民の方に行き届かないというのは毎度のことでありますけれども、今後は逐一情報が分かるような、町民の方がすぐに情報を得られるような体制を考えているところであります。また発電機等については、これまでも説明申し上げておりますとおり、ちょっと容量は把握しておりませんが、それぞれ避難所に配置し、万全を期しているところでありますので、御理解賜りたいと思います。

●藤田議長 ほかに全般について質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に4ページの第2表、繰越明許費について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に5ページの第3表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和4年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員